

○飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱

平成31年4月1日

飯塚市告示第134号

改正 R2-64、改正 R3-69

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中古住宅を活用した定住を促進し、住環境の保全を図るため、中古住宅の購入をする者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 本市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。
- (2) 建築日 登記事項に記載された日付をいう。
- (3) 購入日 中古住宅の購入に係る契約を締結した日をいう。
- (4) 移住日 当該住宅への転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)日又は転居(同法第23条に規定する転居をいう。以下同じ。)日をいう。

(R2-64追加)

- (5) 中古住宅 市内に存する建築後専ら居住の用に供された一戸建ての家屋であつて、建築日から購入日までに10年を超える期間を経過したものをいう。

(R2-64一改)

- (6) 個人住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、並びに利用上の独立性を有し、専ら自己の居住の用に供する家屋又は家屋の1区画をいう。

(R2-64一改)

- (7) 併用住宅 一の家屋に個人住宅の部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用されるものをいう。

(R2-64一改)

(交付対象者)

第3条 飯塚市戸建て中古住宅取得補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日以後自ら居住するために中古住宅を購入し、かつ、その住宅

の所在地に居住すること。

(R2-64一改、R3-69一改)

(2) 補助金の申請日時点において、購入日又は移住日のいずれか遅い日から1年を経過していないこと。

(R2-64一改)

(3) 購入した住宅の所有者(共有者である場合を含む。)であること。

(4) 当該中古住宅の売買が2親等以内の親族間におけるものでないこと。

(5) 補助金の申請時点において、補助金の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員に、本市の市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと。

(6) 本市に定住することを目的に購入した住宅において、継続して5年を超えて定住する意思を有すること。

(7) 交付対象者及び世帯の構成員に、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が含まれていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者となることができない。

(1) 市内に既に所有している住宅があるとき。

(2) 市内に既に所有している住宅の買い替えであるとき。

(3) 相続又は贈与による住宅の取得であるとき。

(4) 公共工事に伴う住宅移転補償による住宅及び住宅用地の取得であるとき。

(5) 同一の建物について、国、県、市その他の団体からの補助等(重複して交付を受けることを認めたものを除く。)を受けているとき。ただし、飯塚市定住促進住宅改修補助金交付要綱(平成31年飯塚市告示第133号)の規定により交付される補助金については、この限りでない。

(補助金対象費用)

第4条 補助金の対象となる費用(以下「補助金対象費用」という。)の額は、住宅の購入に要する費用(消費税及び地方消費税等は除く。以下同じ。)の額とする。

2 住宅を共有名義で購入する場合の補助金対象費用の額は、住宅の購入に要する費用の額に交付対象者の持分(共有者(第3条に規定する交付対象者に該当する者に限る。以下第7条において同じ。))の同意を得たことを証する書類を提出したときは、当該共有者の持分を含む。)を乗じて得た額とする。

3 併用住宅を購入する場合の補助金対象費用の額は、住宅の購入に要する費用の

額のうち、個人住宅の部分に要する費用の額とする。

(住宅の購入に係る補助金の額)

第5条 住宅の購入に係る補助金の額は、補助金対象費用に100分の10を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該金額が300,000円を超えるときは、300,000円とする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その者1人につき100,000円を前項の補助金に加算する。

(1) 購入日又は移住日のいずれか遅い日において、当該世帯の世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(申請者の2親等内の親族に限る。)が含まれており、かつその者が申請日においても引き続き当該世帯の世帯員に含まれているとき。

(2) 購入日又は移住日のいずれか遅い日の翌日から申請日までの間に、当該世帯の世帯員に満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(申請者の2親等内の親族に限る。)が含まれ、かつその者が申請日においても引き続き当該世帯の世帯員に含まれているとき。

(R3-69一改)

3 第1項及び第2項による補助金の合計額は、補助金対象費用を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、戸建て中古住宅取得補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請し、申請日以後最初の2月末日までに次条の規定による交付決定を受けなければならない。ただし、補助金の交付申請は、一の住宅登記につき1件とする。

(R2-64一改、R3-69一改)

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 申請者(交付対象の共有者を含む。)の無資産証明書

(3) 同意書

(4) 住宅の購入に係る契約書の写し

(5) 購入した建物及び土地に関する登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

(R2-64一改)

(6) 購入した建物の位置図及び全体写真

(7) 誓約書

(8) その他市長が特に必要と認める書類等

2 住宅を共有名義で購入した場合において、交付対象者以外の共有者に係る持分

を含めて申請するときは、代表者を定めて申請しなければならない。この場合において、当該代表者は、当該共有者の同意を得たことを証する書類を併せて提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、当該申請をした者(以下「交付申請者」という。)に対し、戸建て中古住宅取得補助金交付決定通知書又は戸建て中古住宅取得補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(R3-69一改)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、当該決定に条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を請求する場合は、戸建て中古住宅取得補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(R3-69一改)

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金の交付をしなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(R3-69一改)

(1) 補助金の交付の決定の日から5年以内に補助金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、譲渡し、又は売却したとき。

(R3-69一改)

(2) 補助金の交付の決定の日から5年以内に補助金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員(交付申請時の構成員をいう。)の全員が転居したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる場合において、交付の決定を取り消し、又は返還を命ずる補助金の額は、交付の決定の日から同項各号に該当することとなった日までの次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(R3-69一改)

- (1) 1年以内 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の100分の80に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の100分の60に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の100分の40に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金の100分の20に相当する額

3 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の交付を停止することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(R3-69一改)

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(R3-69一改)

- (3) 暴力団員が補助金の対象となる住宅に居住していると認められたとき。
- (4) その他この告示の規定に違反したとき。

4 第1項又は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、若しくは補助金の交付を停止し、又は補助金の返還を命じた場合において、交付決定者に損害が生じても、市長は、その損害を賠償する責任を負わない。

(報告及び実地調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の対象となる住宅及び当該住宅に居住する者について職員をして実地に調査させ、又は交付申請者若しくは交付決定者に対し、報告及び関係書類の提出を求めることができる。

(R3-69一改)

(様式)

第11条 この告示に用いる書類で、次に掲げるものの様式は別に定める。

(R3-69一改)

- (1) 戸建て中古住宅取得補助金交付申請書

(R3-69一改)

- (2) 同意書
- (3) 誓約書

- (4) 戸建て中古住宅取得補助金交付決定通知書

(R3-69一改)

- (5) 戸建て中古住宅取得補助金不交付決定通知書

(R3-69一改)

(6)戸建て中古住宅取得補助金交付請求書

(R3-69一改)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(R3-69一改)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱の廃止)

2 飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金交付要綱(平成24年飯塚市告示第125号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際現に飯塚市定住促進転入者マイホーム取得奨励金の交付を受けているものについては、なお従前の例による。

(有効期限等)

4 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに現に補助金の交付を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の飯塚市戸建て中古住宅取得補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定にかかわらず、平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間に中古住宅を購入した者については、当該中古住宅が建築日から購入日までに15年を超える期間を経過したものである場合に限り、交付対象者とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。